

(仮称) 大磯町パートナーシップ宣誓制度の創設に関する意見募集の実施結果

パートナーシップ宣誓制度は、性的少数者や様々な事情により婚姻制度を利用できずに、悩みや生きづらさを抱えているカップルを対象に、町が2人の関係性を認める制度です。

性の多様性と様々な家族の在り方を認め、誰もが自分らしく暮らすことができる地域社会の実現を目指し、(仮称) 大磯町パートナーシップ宣誓制度の概要をまとめましたので、広く町民の皆さんに周知するとともに、この概要に対する御意見を募集しました。

1. 意見募集期間

令和3年11月24日(水) から令和3年12月23日(木) まで

※広報おおいそ12月号及び町ホームページへの掲載

2. 閲覧場所

町ホームページ、町民情報コーナー(町役場本庁舎・国府支所)、生涯学習館、図書館本館、横溝千鶴子記念障害福祉センター、世代交流センターさざんか荘、横溝千鶴子記念子育て支援総合センター、石坂卷子記念子育て支援センター

3. 提出方法

①窓口持参

②郵送

③FAX

④Eメール

⑤電子申請システム

4. 意見提出者数及び意見件数

提出者数 2人

意見数 5件

※Eメール(1人)、電子申請システム(1人)により提出

5. 提出された意見の内容と町の考え方

No.	頁	ご意見	町の考え方
1	—	(仮称)大磯町パートナーシップ宣誓制度の創設に関する意見募集について 大賛成です。	要綱を整備し、実施に向けて準備を進めてまいります。
2-1	1	【参考】の先行市町で要件が異なる例について ●大磯町では事実婚も対象とすると言う事 ですよ？それでよいと思います。 しかし、先行されている市町で事実婚を対 象としない理由は何ですか？	【3 対象者の要件】 事実婚については、各自治体ごとに考え方 の相違がありますが、事実婚を認めている自 治体が多いです。事実婚を対象としていない 自治体について、具体的な議論の内容は把握 できませんので詳細な理由は不明です。 本町においては、トランスジェンダーの方 など、法律的に婚姻が成立するケースも想定 し、事実婚も認める方向で検討しています。
2-2	1	●先行市町では養親と養子間を認めるが大 磯町は認めない訳ですよ？なぜですか？ 養子縁組した理由はおそらく現行法の中で 法律的に家族になりたかったのではないで しょうか？町が提供する宣言には法的な権 利や義務が発生しない訳なので、人情とし て財産相続など片方が死亡した時の事を考 えての縁組だと思えます。 この宣言をする為に縁組解消を要求するの はどうかと思います。ここは認めるべきだ と思えますが認めない理由は何ですか？	【3 対象者の要件】 御指摘のとおり、現行の婚姻制度では家族 となることができない方が、養子縁組の手続 きをとられている可能性はあります。 パートナーシップ宣誓制度については、宣誓 をする二人をパートナーとして認める制度 のため、法律的に婚姻の成立から除外されて いる関係については、対象としないこととし ています。
2-3	2	4の期待できる効果に上げられている内容 が貧弱だと思います。婚姻したカップルが 得られる権利や義務を可能な限り宣言カッ プルにも適用するべきと思います。 また偏見をまず取り除く為の最初のステッ プとして、町役場の職員さんの意識の改革 が必要だと思います。何かしらの要件で窓 口に出向いた際の画一的な対応や質問、取 り扱いを改善する必要があると思います。	【4 期待できる効果】 現時点で既に対応がされているものをお 示ししています。社会全体で利用できる制度 が増えるように、啓発に努めていきます。 また、町職員についても、研修等を通じて 差別や偏見のない社会の実現に取り組んで参 ります。

2-4	2	<p>創設時期に異論はありません。 他市町との協定も良いと思います。 その他にあります。制度内容が異なる自治体との協定締結が困難とありますが、できるところからやってみようかと思いません。</p> <p>プライバシーに配慮した受付体制の整備（受付時の個室確保）とありますが、新庁舎が出来までの期間は（新庁舎にはそのようなスペースが盛り込まれている事を前提にコメントしています）、受付をされる方々の配慮と思いやりのある対応を徹底する事と、現庁舎の中の無駄なスペースがないか検討されてはどうでしょうか？</p>	<p>【7 創設時期】</p> <p>令和4年4月1日の施行を目指しています。他市町との協定については、制度施行後に随時調整を進める予定です。</p> <p>また、申請の受付については、予約制を想定しており、会議室等を準備した上で受付する予定です。</p>
2-5	2	<p>協定締結時期にどのような課題があるのかの説明がないので、詳細は分かりませんが締結完了時期の目標を定め、できるところから締結していけば良いのではないのでしょうか？</p>	<p>【9 その他】</p> <p>他市町との協定締結については、制度施行後に随時調整を進める予定です。</p>